

8-9 No. 20-22  
昭和二十七年三月

# 婦人勞働問題研究会議のための手引

婦人少年局長野職員室

婦人少年局地方職員室用





# 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 一、この研究会議の趣旨について | 二頁 |
| 二、研究問題について      | 二頁 |
| 三、研究会議のもちかたについて | 五頁 |
| 四、参考資料について      | 六頁 |

## 一 趣

## 旨

婦人労働の基本的な問題、または、現在の経済事情・社会事情などに起因する当面の婦人労働問題等について、労働者・使用者・学識経験者中この問題についての専門家があいよつて、この問題のひとつひとつをとりあげて充分に研究討議することによつて、問題の所在を明確にさせることは、婦人労働問題に対する世の関心の喚起、そしてさらにこれの解決に対する世論の発展をも促すことになり、あわせて婦人少年局の行う施策の方向づけにも大いに資するところがあると存じます。このような趣旨から婦人労働問題研究会議を開催することにして、今回の研究会議にはもつとも基本的な問題のひとつである賃金をとりあげました。なお研究会議は、このような趣旨にもとづくものですから、今回の会議の結果によつて、その効果が確かめられたなら、当然いさつゞいて第二、第三回の会議がもたれることになりましょう。

また、この研究会議を各地方にそれぞれもつことにしましたのは、地方ノ／＼に起つてゐる生きた事実にもとづいて問題が検討され分析されることによつて、問題の所在をより具体的に把握しようと考えたからです。

## 二 研究問題について

今回は「婦人と賃金」の問題を婦人の特殊性にもとづいて一応次のような観点から研究討議することになりました。けれども、賃金の問題は何といつても基本的な問題のひとつであり、かつ、婦人労働者の

賃金については、幾多複雑な問題をひそめていきますので、会試を構成するメンバーや地方の事情に応じて、これらの向題のうち、一つ、二つをえらんで研究討試されることは差支えありません。

## 婦人と賃金研究題目

### 一、婦人の特性と賃金

(1) 生理的特質

(5) 勤

続

(2) 労働能力

(6) 熟

練

(3) 脈種

(7) 訓

練

(4) 年令

(8) 数

育

### 二、賃金制度と婦人の賃金

(1) 賃金形態と婦人の賃金

生活給 能率給 脈務給 能力給等

(2) 賃金形態と婦人の能率

(3) 昇給 昇格と婦人の賃金

三、寄宿舎制度と婦人の賃金

四、その他地方に特殊な婦人の賃金向題

婦人の特性と賃金

この題目による研究は、婦人の身体的、精神的、また社会的な原因に起する特性が、婦人の労働にどのようなあたちをとつてあらわれ、さらに、それが婦人の賃金にどのような影響をおよぼしているかを明らかにすることができましよう。

毎月勤労統計結果報告書によつて男女の平均賃金についてみますと、婦人のそれは男子の五〇％になるかならない位です。外国においては、フランスなどのように、男子の八九％までにいつているところもあります。それにしても男子より低い。

このように婦人の賃金が低いのは、どのような原因にもとずくのか、それは、これらの婦人の特性と何らかの相関関係をもつてゐるのか、もつてゐるとすればどのようなか、これをあらゆる角度から正しく検討してみることがこの研究題目の目的です。生理的特徴から家事負担まで、こゝにあげられた項目はその検討のための手がかりとして、御参考までにあげたものです。

### 賃金制度と婦人の賃金

こゝでは賃金制度が婦人の賃金におよぼす影響を検討することが趣旨となつてゐます。

#### 1) 賃金形態と婦人の賃金

日本の賃金形態は非常に複雑ですが、これらの賃金形態は、おまかにいつて生活給的な形態、能率給的な形態、職務給的な形態、また強力的な形態をもつたものにわけられます。戦爭直後は、生活給的賃金形態が労使組合によつてさかんに主張されましたが、その後の経済的・社会的状況の変遷につれて、能率給的な賃金形態が、関心をもち、また行われるようになってきました。いずれにしても、これらの賃金形態が婦人の賃金にどのような影響をおよぼしているかを検討することは婦人の賃金向上に大いに示唆をあたえることになるでしょう。

#### 2) 賃金形態と婦人の能率

これは特に、婦人の能率について、疲労、疾病、災害、欠勤などあらゆる角度から、男子のそれと比較検討して、それと婦人の賃金形態との関係を分析することがおねらいです。

#### 3) 昇給・昇格と婦人の賃金

労働基準法施行以来、初任給については、男女間の差別待遇が次第にあらたまつてきておりますが、昇給については、それのもともなる昇格の問題とあいまって、いまだに婦人の賃金における一つの問題点となつています。婦人の場合、その能率、能力に依りてたゞしく昇給・昇格が行われているか、この点の解明がこの研究題目の目的です。

#### 寄宿舎制度と婦人の賃金

製糸・紡績等、事業附属寄宿舎に生活する婦人の賃金は、厂的にみて特殊なありかたをおつてきたことは、ひとのよく知るところですが、現在の寄宿舎制度が、そこに生活する婦人の賃金に、何らかの影響をおよぼしているか、また、およぼしているとすれば、それはどのようなものであるか、この研究題目のねらいです。

#### その他地方に特殊な婦人の賃金問題

賃金は、そのとき、そのところの現実の社会的、経済的な動きを著しく反映します。そこで、その地方に特有な婦人労働の問題、また電力事情、その他の特殊な地方の事情によつて生ずる問題が婦人の賃金にどのような影響しているかについて検討することができましょう。いずれの研究題目をとるにしても、それについての問題点を把握し、解明し、できればその問題点についての積極的解決策、または向上のための施策について研究されるよう希望いたします。

## 二 研究会議のもちかたについて

### (イ) 研究問題のえらびかた

(イ) 研究題目は監査室が予めえらんでもよいし、研究者がえらぶようにしてもよいでしょう。但し、

いずれの場合でも、会試の当日において、研究題目をえらぶだけで会試の大部分の時間を費してしまつたということのないように、まゑもつて、充分に連絡準備をし、当日は問題を充分に研究討試できるようなかります。

(四) これらの研究問題は、全産業にわたつて一般的に研究してもよいし、また、一、なら一、の問題について、産業別に、あるいは産業別に研究することも出来ます。たとえば婦人の特性と賃金の問題を、紡績業についてだけ検討することもよいし、また、この問題を、紡績、医療、機械器具というように、いくつかの産業をとりあげて、分析することもよいでしょう。また、医療なら医療をとるとして、それに属する幾つかの産業、たとえば、医師、看護婦、事務官というような職業にわけ、そのひとつをとるなり、また、これらいくつかの産業のグループ別に検討することも、生きた問題を把握しやすいでしょう。

## (2) 会議のすゝめかたについて

(イ) 問題によつては、またそれが可能ならば、まゑもつて、いく度か予備会試をもつことが有効でしょう。

(ロ) 問題のとりかたによつて、討論のためのメンバー数などもちがつてきますが、また、会試のかたちも討論しやすいようにしてください。研究問題についての専門家を相当数まねくことができたり、円卓会談のかたちでのせましいのですが、地方によつて専門家を討論に充分なだけの人数まねくことが難しい場合には、問題について関心をもっているかなりの人数の間に、幾人かの専門家を配置して参加者の皆が討論に参加しているような気持ちになるように考えることもできます。

(ハ) また、いくつかのグループにわかれ、同一の問題をグループ別に検討することも考えられます。い、できうるかぎり、その研究会試としての討論の結論を討試中にまとめます。

## 四 参考資料について

### 1) 婦人少年局発行の資料

この会誌のために、特に作成した資料は「婦人と賃金に関する統計資料」ですが、これは、大体一九五〇年分婦人労働統計資料と同じかたじけなくして、できるかぎりそれ以後の新しい数字を出してあります。その他、婦人少年局で出している統計資料実態調査報告書等は、有効な参考資料となると存じます。

### 一九五〇年分婦人労働統計資料

男女同一労働・同一賃金について（婦人労働資料 No6）

一九四五年度アメリカにおける婦人の同一賃金法案

婦人の賃金に関する各国の規定

女子労働者のための平等賃金

製造工業の女子年少者に対する賃金・労働時間・労働条件（海外労働資料第二四号）

男女同一賃金原則違反の諸相

事業附属寄宿舎に関する調査資料

製糸工場の子労働者

男女同一賃金の実情について

男女同一賃金の実情

——昭和二十五年における労働基準法第四條違反を中心として——

（一般婦人労働問題資料一二号）

（調査資料 第五号）

（昭和二十四年・二五二六年）

（海外労働資料第二号）

（海外労働資料第一四号）

（海外労働資料第二二号）

（海外労働資料第二四号）

（調査資料 第一号）

○男女同一労働同一賃金とは

○病院診療所の看護婦

○女子の官公庁雇員に關する調査

○婦人少年局月報

(2) 其の他の参考資料

○毎月勤労統計結果報告書

○労働基準監督月報

○労働基準監督年報

○個人別賃金調査結果報告

○CPS概況

○最低賃金制の構想 昭和二十五年四月

○九原則と賃金問題 昭和二十四年六月

○最低賃金制度の沿革と問題点

○一般雇種別賃金の解説並に法令集

○新しい賃金原則

――男女平等賃金の研究――

○雇務給制度と人事管理

○地域給の理論と算定方法

○賃金構成

――現下賃金体系の分析――

ハリーフレット No 7)

(婦人労働調査資料第6号)

(婦人労働調査資料第3号)

労働省

労働省

労働省

労働省

日本労働通信社

中央労働学園

日本経営者団体連盟  
南東経営者協会

(昭和二十四年三月、日本労働通信社)

(昭和二十三年六月、国際文化共働社)

(昭和二十四年三月、労働文化社)

(昭和二十四年三月、労働文化社)

(昭和二十四年四月、労働文化社)



